## 大妻女子大学短期大学部科目等履修生規程

平成9年11月4日 制定

(趣旨)

第1条 大妻女子大学短期大学部学則(昭和49年4月1日制定。以下「学則」という。) 第40条に規定する科目等履修生(以下「履修生」という。)の取扱いについては、この 規程の定めるところによる。

(履修生の資格)

第2条 履修生は、学則第13条に規定する大学入学資格を有する者とする。

(履修生の手続)

- 第3条 履修生を志願する者は、次の書類に選考料13,000円を添えて所定の期日まで に、学長に願い出なければならない。
  - (1) 科目等履修生願書
  - (2) 履歴書
  - (3) 健康診断書
  - (4) 最終出身学校の修了証明書又は卒業証明書
  - (5) 現に日本国に在住している外国人は、住民票

(履修生の許可)

第4条 履修生は、教務委員会、学部教授会の議を経て学長が許可する。

(登録料及び履修料)

第5条 履修生として許可された者は、所定の期日までに登録料20,000円及び履修料として1単位につき20,000円を納付しなければならない。ただし、実験及び実習等に要する経費は、必要に応じ別途徴収することがある。

(諸料金の還付)

第6条 既納の選考料、登録料及び履修料は返還しない。

(履修開始時期)

第7条 履修生の履修開始時期は、学年又は学期の始めとする。

(履修期間)

第8条 履修生の履修期間は、6か月又は1年とする。ただし、特別の理由があるときは、願い出により履修期間の延長を許可することがある。

(履修単位数)

第9条 履修生が1年間に出願できる履修科目の総単位数は、10単位以内とする。

(資格の取消し)

第 10 条 履修生として本学諸規程に反したときは、教務委員会、学部教授会の議を経て 学長は履修生としての資格を取り消すことがある。

(証明書の交付)

第 11 条 履修した授業科目の試験に合格し、単位を修得した者は、願い出により単位修 得証明書の交付を受けることができる。

(他の規程の準用)

- 第12条 履修生については、本規程のほか、正規の学生に関する諸規程を準用する。 (本規程の改廃)
- 第13条 本規程の改廃は、教務委員会、学部教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年11月12日から施行する。

附則

この規程は、令和3年12月14日から施行する。